

## 発散抑制措置等と呼吸用保護具（有機則の準用）

特化則第38条の8  
有機則の規定を準用

	A	B
発散抑制措置（局所排気装置等の設置、性能、定期自主検査など）	○	○
送気マスク、有機ガス用防毒マスクの使用など	○	○
必要な保護具の備え付け	○	○

屋内作業場などにおいてクロロホルム等有機溶剤業務に労働者を従事させるときは、クロロホルムほか9物質の蒸気に労働者がばく露することを防止するため、次の措置を講じることが必要

- 1 クロロホルムほか9物質が発散する屋内作業場での発散抑制措置  
（発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置などの設置）
- 2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置の性能要件、点検、届け出など
  - ・ 構造、性能などについて一定の要件を満たすこと（局所排気装置の制御風速など）
  - ・ 1年以内ごとに1回の定期自主検査、メンテナンス後等の点検が必要
  - ・ 設置計画の届け出（設置・移転・変更しようとする日の30日以上前に届け出が必要）

▶ A2とBについては、**平成26年11月1日から義務化**

▶ A1については、**平成27年11月1日から義務化**

ただし、平成26年11月1日～平成27年10月31日に製造・取扱い設備を新設する場合は、新設する時点から、2の届け出は、発散抑制設備を**平成27年1月31日**までに設置・移転・変更しようとする場合は不要

## 局所排気装置など設置の例外と呼吸用保護具

特化則第38条の8  
有機則の規定を準用

有機則の規定の準用により、第1種または第2種有機溶剤などに該当する場合、全面形マスク以外は有機則と同じ。条文は有機則のもの

発散抑制措置の原則の例外	発散抑制のための設備		呼吸用保護具	
	局所排気装置等の原則	全体換気装置	送気マスク (有機則第32、33条)	有機ガス用防毒マスク (有機則第33条)
発散抑制措置の原則(有機則第5条)	○			
屋内作業場の周壁が開放の場合 (有機則第7条)	-	-	-	-
臨時の作業の場合 (有機則第8条)	タンク等の内部	○	○	○
	タンク等の内部以外	-	-	-
短時間の作業の場合 (有機則第9条)	タンク等の内部	-	○	-
	タンク等の内部以外	-	○	○ 吹付け作業のみ
壁、床、天井について行う業務の場合 (有機則第10条)	タンク等の内部	○	○	○ 全面形マスク
	タンク等の内部以外	-	○	○
他の屋内作業から隔離の場合 (有機則第11条)	-	○	○	○
代替施設の設置の場合 (有機則第12条)	-	-	-	-
労働基準監督署長の許可を受けた場合(有機則第13条～第13条の3)	-		○(一部)	○(一部)

前ページのほか、以下の作業に呼吸用保護具が必要

◆屋内作業場等において、プッシュプル型換気装置のブース内の気流を乱す恐れのある形状の物について作業を行う場合（有機則第33条1項6号） ◆屋内作業場等において、蒸気の発散源を密閉する設備を開く作業（有機則第33条1項7号）	送気マスクまたは有機ガス用防毒マスク
クロロホルム等、または有機溶剤等を入れたことのあるタンク内の作業（有機則第32条1項1号）	送気マスク

## 必要な保護具の備え付け

特化則第38条の8（有機則第33条の2）

同時に就業する労働者の人数と同数以上を備え、常時有効か清潔に保持



防毒マスク  
(半面形)



送気マスク  
(エアラインマスク  
全面形)

## 作業主任者

（特化則第27条、第28条）

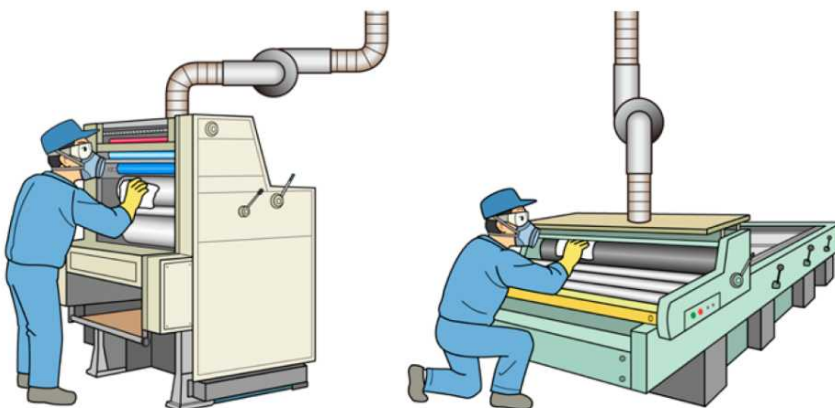
クロロホルム等有機溶剤業務では、作業主任者を選任し、次の事項を行わせることが必要（試験研究のため取り扱う作業を除く）

- ▶ A2とBについては、平成26年11月1日から義務化
- ▶ A1については、平成27年11月1日から義務化

	A	B
作業主任者の選任	○	○

- ◆ 「有機溶剤作業主任者技能講習」の修了者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任
- ◆ 作業主任者の職務
  - ① 作業に従事する労働者が対象物に汚染され、または吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
  - ② 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1カ月以内ごとに点検すること
  - ③ 保護具の使用状況を監視すること
  - ④ タンクの内部において特別有機溶剤業務※に労働者が従事するときは、有機則第26条に定める措置が講じられていることを確認すること

※特別有機溶剤業務：エチルベンゼン塗装業務、1,2-ジクロロプロパン洗浄・払拭業務及びクロロホルム等有機溶剤業務



### 特定化学物質 作業主任者の職務

- 1 作業に従事する労働者が特定化学物質により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
- 2 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1月を超えない期間ごとに点検すること。
- 3 保護具の使用状況を監視すること。
- 4 タンクの内部において特別有機溶剤業務に労働者が従事するときは、第38条の8において準用する有機則第26条各号に定める措置が講じられていることを確認すること。

作業主任者  
氏名

クロロホルム等有機溶剤業務を行う屋内作業場では、作業環境測定とその評価、結果に応じた適切な改善を行うことが必要

▶ A2とBについては、**平成26年11月1日から義務化**

▶ A1については、**平成27年11月1日から義務化**

	A (クロロホルムほか9物質の単一成分1%超)		B (特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超)
	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%以下 A1	特別有機溶剤と有機溶剤の合計5%超 A2	
クロロホルムほか9物質の測定	○ (30年)	○ (30年)	×
混合有機溶剤の各成分の測定	×	○ (3年)	○ (3年)

※特別有機溶剤と有機溶剤との合計の含有率が重量の5%を超える場合は、有機則で測定が義務づけられている有機溶剤混合物についても測定  
※ ( ) 内は測定と評価の記録の保存期間

◆ 6カ月以内ごとに1回、定期的に、作業環境測定士（国家資格）による作業環境測定を実施

※クロロホルムほか9物質の分析は、3号（特化物）の第一種作業環境測定士資格を有する測定士が実施しますが、改正省令の施行日より前に、5号（有機溶剤）の資格を取得した第一種作業環境測定士も、引き続き分析が可能です（クロロホルムほか9物質を混合有機溶剤として評価する場合も同様です）。

※混合有機溶剤中の各有機溶剤の分析は、5号（有機溶剤）の資格を取得した第一種作業環境測定士が実施。

◆ 結果について一定の方法で評価を行い、評価結果に応じた適切な改善が必要

◆ 測定の記録、評価の記録を保存

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
◎クロロホルム	3ppm	液体捕集方法、 固体捕集方法 または直接捕集 方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法又は直接捕集方法にあつては、 ガスクロマトグラフ分析方法
1,2-ジクロロエタン	10ppm		
◎スチレン	20ppm		
◎トリクロロエチレン	10ppm		
メチルイソブチルケトン	20ppm		
◎四塩化炭素	5ppm	液体捕集方法 または固体捕集 方法	1 液体捕集方法にあつては、吸光光度分析方法 2 固体捕集方法にあつては、ガスクロマトグラ フ分析方法
1,1,2,2-テトラク ロロエタン	1ppm		
1,4-ジオキサン	10ppm	固体捕集方法 または直接捕集 方法	1 ガスクロマトグラフ分析方法
ジクロロメタン	50ppm		
◎テトラクロロエチレン	50ppm		

◎の物質は、上記の試料採取方法、分析方法による測定のほか、検知管方式による測定も可能です。

<参考> 1,2-ジクロロプロパンの管理濃度等の改正

特別有機溶剤のうち1,2-ジクロロプロパンについては、管理濃度が変わり（10ppm→1ppm）、これに伴って試料採取方法も変わります。（平成26年10月1日から）

物質名	管理濃度	試料採取方法	分析方法
1, 2-ジクロロプロパン	<b>1ppm</b>	<b>固体捕集方法</b>	1 ガスクロマトグラフ分析方法